



RIETI Discussion Paper Series 17-J-060

再生可能エネルギー固定価格買取制度の法的問題 —投資協定仲裁における争点—

玉田 大
神戸大学



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<http://www.rieti.go.jp/jp/>

再生可能エネルギー固定価格買取制度の法的問題 —投資協定仲裁における争点—¹

玉田大（神戸大学）

要 旨

本稿は、再生可能エネルギー固定価格買取（FIT）制度を巡る投資仲裁判断例を分析した上で、その法的争点を抽出し、日本への示唆（投資家側および投資受入国側）を得るものである。第1に、欧米諸国（スペイン、イタリア、カナダ）では、FIT制度の運用・改廃に関連して、外国人投資家（申立人）が投資受入国（被申立人）を相手に仲裁に紛争を付託する案件が多発している。特に、固定価格（電力調達価格）および制度自体の急激な改廃に対して、投資協定上の投資保護義務（主に公正衡平待遇義務）の違反が主張される。第2に、対スペイン案件では、公正衡平待遇義務違反が認められた事例（Eiser事件）と否定された事件（Charanne事件、Isolux事件）が分かれている。対カナダ案件においても、違反認定事案（Windstream事件）と否定事案（Mesa事件）に分かれる。そこで、まずは仲裁判断の分岐の根拠を明らかにし、個別事案に固有の事実関係・請求内容を比較検討する。特に、FIT制度の廃止そのものについて義務違反が問われた案件の判断根拠を明らかにする。第3に、日本のFIT改正（2016年の改正FIT法）について、投資協定上の義務の観点から問題点の有無を検討する。

キーワード：再生可能エネルギー、固定価格買取制度、FIT (Feed-in Tariff)、エネルギー憲章条約、北米自由貿易協定 (NAFTA)、投資仲裁、公正衡平待遇

JEL classification: K32, K33, P45,

RIETI ディスカッション・ペーパーは、専門論文の形式でまとめられた研究成果を開き、活発な議論を喚起することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆個人個人の責任で発表するものであり、所属する組織及び（独）経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

¹ 本稿は、独立行政法人経済産業研究所におけるプロジェクト「現代国際通商・投資システムの総合的研究（第III期）」（代表：川瀬剛志ファカルティフェロー）、公的支援の競争中立性をめぐる国際経済法研究会の成果の一部である。なお、RIETI-DP 検討会において、福永佳史氏（経済産業省貿易経済協力局総務課課長補佐（政策企画委員））からFIT制度及び改正FIT法に関する詳細な説明とコメントをいただいた。この場を借りて謝辞を申し上げる。

はじめに

I. 固定価格買取（FIT）制度の概要

- A. 制度設計と普及状況
- B. 制度の性質
- C. 制度の改廃

II. 投資仲裁例

- A. *Charanne v. Spain* (2016) : スペイン勝訴
- B. *Isolux v. Spain* (2016) : スペイン勝訴
- C. *Eiser v. Spain* (2017) : 投資家勝訴
- D. *Mesa v. Canada* (2016) : カナダ勝訴
- E. *Windstream Energy v. Canada* (2016) : 投資家勝訴
- F. 仲裁における判断傾向

III. 日本への示唆

- A. 投資家側
- B. 受入国側

おわりに

はじめに

諸国家は、投資誘致策として補助金、奨励金、優遇税制、インセンティブ付与、外資誘致 PR といった優遇措置を実施する。これらの措置自体が国際投資協定上の法的問題を引き起こすことはないが、措置の変更・改廃に際して、国際投資仲裁（investor-State dispute settlement: ISDS）に仲裁案件として付託される例が多発している。本稿は、上記の措置の中でも、再生可能エネルギー（renewable energy）発電を促進するために設けられる「固定価格買取制度」（feed-in tariff, FIT 制度）を分析対象とする。なお、より広範な問題として、低開発地域の経済活性化のための外資誘致政策、市場経済化（国有企業の解体）を目指した外資誘致インセンティブの付与などの国家補助が投資仲裁において問題となるケースがあるが、別稿で既に扱ったため²、本稿では触れない。

1. 制度と名称

FIT の制度設計は国・州で異なるが、概ね以下の点で共通している。①再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力等）による発電につき、公的機関（政府、州、公社）が一定価格で買上げる、または電力会社を買取を義務付ける。②買い上げた電力を電力消費者に販売・送電する。③買上げ費用は、（投資を促すために）通常の電力売買価格より高く設定さ

² 玉田大「国家補助規制と投資保護義務の抵触問題」RIETI Discussion Paper Series 16-J-051（2016年）1-30頁。

れる（＝固定価格、調達価格）。④上乗せ分については、電力消費者が（「賦課金」という形で）上記の買い上げ主体に対して直接支払う³。

なお、日本では一般に「固定価格買取制度」と称されるが、「固定」価格という表現が誤解を生じさせるため、敬遠されることがある（「電力買取制度」と称される）⁴。確かに、日本の FIT 法（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法）3 条では「固定価格」という表現は用いられておらず、「調達価格」という文言が用いられており、「調達価格」の急激な変更の可能性は残されている。ただし、日本政府の内外で広く「固定価格」という表現が用いられている⁵点に鑑み、本稿では「固定価格買取制度」と表記する。

2. IIA 上の規制

通常、国際投資協定（International investment agreement, IIA）には「補助」「補助金」自体に関する規定は設けられておらず⁶、補助金が禁止されている訳ではない（ただし、補助の付与形態や条件設定により、場合によっては IIA 違反が生じ得る⁷）。加えて、FIT 自体も IIA では規律されていない。この点で注意すべきは、FIT 関連の投資仲裁案件の発生形態である。とりわけ、（後述のように）FIT 制度は再生可能エネルギーの普及率を向上させるための過度的な制度であり（恒久的制度ではない）、長期的には改廃せざるを得ない。それ故、構造的に投資紛争を引き起こす危険を内包している。

FIT に関連した投資紛争の発生メカニズムは次の通りである。①公共政策的理由（地球温暖化防止、脱原発、エネルギー・バランスの調整など）により、再生可能エネルギー（renewable energy）の促進政策が進められる。②再生可能エネルギー発電に関しては、新規参入業者に競争力がなく、通常の市場価格では参入が困難であるため、公的機関が補助金・奨励金を付加して投資インセンティブを生み出す必要がある。③多様な要因により（欧州財政危機、太陽光バブル、国民の過度の負担など）FIT 制度が修正・変更・終了される。特に、固定価格買取が遡及的に取消される場合があり、大きな問題を引き起こす。④投資家にとっては、初期の投資環境・条件が損なわれ、収益が大幅に悪化する。投資仲裁で FIT 制度が問題となるのは、いずれも上記のメカニズムに起因している。

³ 日本の FIT 制度の概要については、以下を参照。経済産業省・資源エネルギー庁「再生可能エネルギー固定価格買取制度ガイドブック（2017 年度版）」（2017 年 3 月）

（http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/data/kaitori/2017_fit.pdf）。

⁴ 井口直樹「再生エネルギー買取価格制度の不利益変更が公正衡平待遇違反にならないとされた例」JCA ジャーナル 63 巻 6 号（2016 年）9 頁。

⁵ 経済産業省（<http://www.meti.go.jp/press/2016/06/20160603009/20160603009.html>）、資源エネルギー庁「なっとく！再生可能エネルギー」

（http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/index.html）。

⁶ 例外的に、TPP では、補助金から生じた紛争を投資仲裁に付託しない旨が定められている（後述）。

⁷ 第 1 に、投資受入国による補助政策（補助金、奨励金、優遇税制、各種インセンティブの付与等）が特定企業や特定産業分野、あるいは内国投資家に限定されていれば、内国民待遇（NT）や最恵国待遇（MFN）の違反が生じ得る。第 2 に、投資開始時（補助金交付時）に特定措置の履行要求（例えばローカルコンテンツ要求）があれば、パフォーマンス要求禁止規定の違反が生じ得る。

I. 固定価格買取(FIT)制度の概要

A. 制度設計と普及状況

FIT 制度は、EU 諸国を中心として数多くの国で採用されている（現在、70 カ国近くで採用されている）。特に、地球温暖化対策（再生エネルギーの促進）の推進国では、何らかの形で（FIT 制度を含む）再生可能エネルギーの新市場形成が試みられている。他方、FIT 制度の設計における難点は、買取価格（固定価格・調達価格）及び賦課金を如何に設定するかという点にある。一方で、買取価格が低ければ、新規事業者（再生可能エネルギー発電者）の参入が得られず、FIT 制度の目的（再生可能エネルギーの活用促進）を実現することができない。他方で、買取価格が高ければ、「太陽光バブル」のような再エネ・バブルを生み出す。その結果、賦課金支払額が高騰し、最終的には一般電力消費者に大きな負担を発生させることになる。

[図 1] ⁸

固定価格買取制度の仕組み



なお、米国では FIT 制度の導入は進んでおらず、州レベルで導入されているに止まる（カリフォルニア、バーモント、ハワイ、オレゴン、メイン）。その理由としては、第 1 に、卸電力取引が連邦の管轄にあり、州政府による電力買取価格の設定が本来的には越権行為とみなされる点にある⁹。第 2 に、連邦レベルでは、政府が電力の市場価格設定を重

⁸ 資源エネルギー庁「再生可能エネルギー固定価格買取制度ガイドブック（2016 年度版）」（2016 年 3 月）

（http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/data/kaitori/2016_fit.pdf） 4 頁。

⁹ 実際には、州 FIT 法が連邦法に抵触しないように制度設計されており、「厳密には違法でも、限定的な制度設計であるため黙認しているに過ぎないというのが実態である」と評されている。富田直子・水村賢治「米国における固定価格買取（FIT）制度の動向—連邦法との整

視しており、固定価格の設定に消極的であることである。同様に、英国はFIT制度を導入したものの、その規模は小さいものであった。英国ではRO制度¹⁰を大規模な設備向けの制度として並行的に導入・運用しており、FIT制度を小規模の設備向けに限定することによって、棲み分けを図っていると評される¹¹。

B. 制度の性質

FIT制度に関する性質（法的評価）は適用法規と紛争解決フォーラムによって異なる。①WTO紛争解決手続では、「補助金」および「政府調達」の該当性（補助金協定の適用）が争点となっている。②EU国家補助規制では、「国家補助」該当性が争点である。③投資仲裁では、IIA違反の有無が争われる。（全く同じ）FIT制度を扱う事案であっても、適用法規・フォーラムの相違により、検討対象と分析視点は大きく異なる。上記の③は後述するため、①と②について簡単に触れておこう¹²。

1. 政府調達 (government procurement)

WTO協定またはNAFTA上、「調達」（政府調達 government procurement）に該当する場合、差別禁止条項（内国民待遇と最恵国待遇）の適用除外となる¹³。後述の仲裁例（Mesa事件）では、カナダFIT制度が「調達」と捉えられた上で、州政府が電力（再生可能エネルギー電力）を「購入している」と解されている。

2. 国家補助 (State aid)

FIT制度は、公的機関による「固定価格」の設定・買取が行われる点で市場メカニズムを排除しており、特定事業者（＝再生可能エネルギー発電事業者）に対する「補助金」としての側面を有する。そのため、EU国家補助（State aid）規制との抵触が大きな問題となる。なお、FIT制度は「国家補助」に見えるものの、FIT制度に関するEU（欧州委員会）の立場にはジレンマ・曖昧性が見られる。一方で、再生可能エネルギー発電はEUの政策（地球温暖化対策、エネルギー安全保障、新雇用創造等）に合致するため、促進が推

合性を中心に」海外電力 52 巻 9 号（2010 年）34-39 頁。

¹⁰ RO (renewables obligation)とは、供給事業者に対して、（販売電力量に対して）一定の割合を再生エネルギー電力とするよう義務付ける制度である。日本のRPS制度の相当する。

¹¹ 栗林桂子「英国のエネルギー法にみる新たな再生可能エネルギー支援策—RO制度の強化と固定価格買取制度を導入—」海外電力 51 巻 2 号（2009 年）82 頁。

¹² ①②に跨る問題を分析したものとして以下を参照。東條吉純「再生可能エネルギー導入を巡る規制と市場—FIT制度の『補助金』該当性を中心として—」日本エネルギー法研究所『電力自由化による新たな法的課題—独占禁止法・競争政策の観点から—』（2013・2014年度電力システム改革に伴う法的問題検討班研究報告書、2016年）107-139頁。

¹³ FIT関連のWTO案件の分析として以下を参照。川瀬剛志「【WTOパネル・上級委員会報告書解説⑫】カナダ—再生可能エネルギー発生セクターに関する措置（DS412）/カナダ—固定価格買取制度に関する措置（DS426）—公営企業および市場創設による政府介入への示唆—」RIETI Policy Discussion Paper Series 15-P-008（2015年）1-83頁。関根豪政「【WTOパネル・上級委員会報告書解説⑮】インド—太陽光セル及びモジュールに関する措置（DS456）—政府調達、GATT第20条(d)号及び(j)号の解釈の進展—」RIETI Policy Discussion Paper Series 17-P-018（2017年）1-75頁。

奨される¹⁴。他方、FITが「国家補助」に該当する限り、EU国家補助規制に抵触する。そのため、従来、欧州委員会はFIT制度を国家補助の禁止例外（TFEU 107条3項(c)）に位置づけており、例外的に許容する立場を示している。ただし、EU加盟諸国においてFIT制度の混乱・錯綜が拡大するに伴い、徐々に国家補助規制を強める傾向を示している。

第1に、2013年11月5日付の欧州委員会のコミュニケ（「域内電力市場の運用および公的介入の最適化」¹⁵）において、FITからの脱却が提案されている。

第2に、2014年4月9日、欧州委員会は「2014-2020年の環境保護とエネルギーについての国家補助金に関するガイドライン」¹⁶を公表し、広範なエネルギー分野について、国家補助規制（TFEU 107条）との適合性に関する指針を示した。このガイドラインは、2008年の「環境保護のための国家補助金に関するガイドライン」¹⁷に置き換わり、2020年まで適用される（para.246）。また、2014年ガイドラインは極めて包括的な分野を対象としており、省エネ（energy efficiency measures）、再生可能エネルギー、コージェネレーション、CCS（carbon capture and storage）、エネルギーインフラ等も対象とする。法的に重要な点は、2014年ガイドラインによって、エネルギー・環境の補助が域内市場と適合するための要件（TFEU 107(3)(c)条）が示された点にある（para.10）。とりわけ、再生可能エネルギーに関する国家補助規制に関しては、以下の点が重要である（para.3.3）。

(a) 2020年から2030年にかけて「補助金や免税は段階的に廃止し」、市場メカニズムを通じた効率性の高い配電へと転換すべきである（para.108）。また、「競争入札プロセス等を導入することにより、補助金は最低限にすべきである」（para.109）。なお、再生可能エネルギーへの補助については、「投資補助」（investment aid）または「稼働補助

（operating aid）が認められており、通常の比較可能性（compatibility）要件が適用される（para.119）。ただし、この場合でも最大で10年間とされている（para.121）。このように、再生可能エネルギーへの補助は限定的に許容されるが、全般的には市場メカニズムへの統合が目指されており（para.123）、補助自体も徐々に撤廃されることが勧められている。

(b) 具体的な市場メカニズムへの移行に関して、再生可能エネルギーの「稼働補助」については2016年1月1日以降、FIP¹⁸への移行が勧められる（para.124）。2017年1月1日以降は、「競争入札プロセス」に基づいて補助が与えられる。

¹⁴ 例えば、2008年ガイドラインにおいて欧州委員会は、再生可能エネルギーに関する「市場の失敗」に触れつつ、2020年までに再生可能エネルギーをEU総消費電力の20%にするという政策目標を示し、再生可能エネルギーの利用拡張が共同体の環境優先性の1つであると述べている。Community guidelines on State aid for environmental protection (2008/C 82/01), para.48.

¹⁵ ‘Delivering the internal electricity market and making the most of public intervention’, Communication of the European Commission, Brussels (5.11.2013), available at [https://ec.europa.eu/energy/sites/ener/files/documents/com_2013_public_intervention_en.pdf].

¹⁶ European Commission, “Guidelines on State aid for environmental protection and energy 2014-2020” (2014/C 200/01) [http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52014XC0628(01)&from=EN].

¹⁷ Community Guidelines on State aid for environmental protection (2008/C 82/01), available at [http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52008XC0401(03)&from=EN].

¹⁸ FIPとは、卸市場価格にプレミアムを上乗せした価格での買取を意味しており、2014年ガイドラインでは、‘aid is granted as a premium in addition to the market price (premium) whereby the generators sell its electricity directly in the market’ と表現されている（para.124 (a)）。

以上のように、2014年ガイドラインは、FIT制度が市場歪曲をもたらした点を認めた上で、その「段階的廃止」を打ち出すものであり¹⁹、FIP制度や競争入札制度の導入を通じて、再生可能エネルギー発電を市場メカニズムに統合することを目指している²⁰。この点で、EUエネルギー政策（特にFIT制度）に関する方向転換を意味すると言えよう。

C. 制度の改廃

EUのFIT縮小案（およびFIP・入札制度への漸進的移行）に典型的に見られるように、多くの国でFIT制度の改正・撤廃が行われている。これは、FIT制度の弊害・欠陥が大きいことに起因するが、その原因は次の点に見出される。第1に、実態としてFIT制度は新規市場参入者の誘致・勧誘のための「補助金」の性質を有しており、市場競争を歪める。第2に、FIT制度は必然的に「バブル」を生み出す。低い買取価格では新規市場が形成されないが、高い買取価格の場合は、不必要に新規参入者を生み出し、電力消費者の負担が増大する。本来、FIT制度の導入は国民理解に基づく政策であるが、長期的な電力価格上昇により、負担感が生じやすい。第3に、そもそもFIT制度の制度設計が困難である。（後述のスペイン事例のように）FIT制度の改廃プロセスは以下のものである。①FITでの買取価格の引き上げ、②再エネ導入量の急増、③再エネ電力買取コストの増加、④FITでの買取価格の引き下げ、⑤再エネ導入量の激減、である。最大の問題点は、②で再エネ導入量を適切に制限できていない点にある²¹。

以上のように、FIT制度自体は永続的・恒久的な制度ではなく、新規参入者および設備設置に関する見込みができた段階で改変・廃止されるべきものであり、暫定的・過度的な制度と位置付けられる。なお、FIT制度から移行すべきものとして、入札制度およびFIP（feed-in premium）制度が挙げられる。FIT制度は全量（再生可能エネルギー発電）の固定価格買取であるが、FIP制度は卸市場価格にプレミアムを上乗せした価格で買取るものであり、市場価格変動に応じて価格が上下する²²。

¹⁹ 栗村卓弥「欧州連合（EU）における再生可能エネルギーの開発とその課題—新たな国家補助ガイドラインにより従来型の固定価格買取制度は段階的に廃止へ—」海外電力57巻3号（596号）（2015年）45頁。より直接的には、「少なくとも欧州では、FITはその歴史的な役割を終えつつある段階を迎えている」と指摘されている。

²⁰ 2014年ガイドラインよりも、むしろ以下の解説に詳しく示されている。‘Energy and Environmental State aid Guidelines - Frequently asked questions’, available at [http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-14-276_en.htm].

²¹ 上原美鈴「スペインにおける再生可能エネルギーの開発とその課題—固定価格買取制度によって発生した再エネ導入の問題—」海外電力57巻3号（596号）（2015年）80頁。

²² 一般に「FIT → FIP → 入札制度」という段階的移行が望ましいと指摘されている。上原美鈴「固定価格買取制度における再エネ電力買取コスト削減策（欧州）」海外電力56巻12号（593号）（2014年）59-60頁。

II. 投資仲裁例

FIT 制度の改廃に起因する投資紛争が多発しており、数多くの投資仲裁事案が係属中である（下記の資料参照）。以下、現時点で公開されている仲裁判断例を分析する。

[表 1] 仲裁例

事件名	仲裁機関	仲裁判断	判断
Charanne v. Spain	Arbitration No. 062/2012	Final Award (21 January 2016)	ECT 適用。 オランダ企業&ルクセンブルク企業対スペイン。(1) 投資財産は株式。間接収用（＝剥奪・破壊）なし。(2) FET 違反なし （「特定の約束」がない。約束が無い場合の 3 要件を満たさない）。全請求を棄却。
Isolux v. Spain	SCC V2013/153	Award (6 July 2016)	ECT 適用。 オランダ企業対スペイン。(1) ECT13 条 (FET) : 投資開始時、投資家は法令変更の予見可能。 FET 違反なし 。(2) ECT 10 条 (収用) : 投資財産 (株式保有) の損失がない。
Eiser v. Spain	ICSID Case No. 13/36	Award (4 May 2017)	ECT 適用。 英国企業&ルクセンブルク企業対スペイン。FET 判断ですべてをカバー (収用判断は不要)。2013-2014 年の「劇的で突然の」制度変更あり、 FET 違反 。賠償命令。
Mesa v. Canada	PCA Case No. 2012-17	Award (24 March 2016)	NAFTA 適用。 米国企業対カナダ。(1) PR 禁止については管轄権なし。(2) FIT は「調達」に該当する。調達例外規定により、差別禁止 (NT/MFN) の適用なし。(3) FET 違反なし 。
Windstream v. Canada	PCA Case No. 2013-22	Award (27 September 2016)	NAFTA 適用。 米国企業対カナダ。FIT 契約の停止 (モラトリアム)。(1) 収用 (間接収用) は否定。(2) FET 違反あり 。(3) 差別禁止 (NT/MFN) の違反なし。賠償命令。

A. Charanne v. Spain (2016)²³

1. 事実

申立人である Charanne 社（オランダ企業）及び Construction 社（ルクセンブルク企業）は、T-Solar 社²⁴の株主である（それぞれ 18.6583%、2.8876%保有）。本件は、太陽光発電シ

²³ *Charanne B.V. and Constriction Investments S.A.R.L. v. Spain*, the Arbitration Institute of the Stockholm Chamber of Commerce, Arbitration No.: 062/2012, Award (21 January 2016), Unofficial translation by Mena Chambers, available at [<http://www.italaw.com/sites/default/files/case-documents/italaw7162.pdf>]. 仲裁人は、Alexis Mourre (President)、Guido Santiago Tawil、Claus von Woveser の 3 名である。

²⁴ Grupo T-Solar Global S.A. [<http://www.tsolar.com/en/portal.do>]. 太陽光発電所 (photovoltaic solar

システムに関するスペインの規制枠組みから生じた紛争である。太陽光発電は、奨励金 (incentive) と補助金 (subsidies) を提供する特別制度で規律されている。スペインはプレミアム (premiums) 制度を作り、太陽光発電を報償するための料金を規制している。以下が規制内容である²⁵。

当初の規制枠組み(2010年以前)	内容
1. 電力事業法 (法 54/1997 号、LSE)	エネルギー生産に関する特別体系を形成。補助金・奨励金を付与。
2. RD 436/2004 号	特別体系の法的・経済的制度の更新及び制度化の方法を規定 ²⁶ 。
3. 2005 年「太陽は貴方のもの」報告 ²⁷	Minetur ²⁸ の太陽光発電促進報告。収益率 15%。
4. 2005-2010 年再生エネルギー計画	再生エネルギー分野において EU 目標 (Directive 2001/77/EC) を遵守するという政府政策。
5. 2007 年「太陽は貴方のもの」報告	系統連系形太陽光発電設備 ²⁹ の使用に対する補助金。同タイプの設備への投資には支援なし。
6. エネルギー委員会報告書 3/2007	RD 436/2004 の特別体系。規制の不明瞭性を無くす。
7. 2007 年 MINETUR メモランダム	10MW 以内の設備の規制料金は、25 年の平均参照価格 (ART) で約 7%。10MW 以上の場合、ART は 7%未満。
8. RD 661/2007 号	RD 436/2004 の後継 (買取価格を 2 倍に ³⁰)。発電設備が特別体系に入るための要件 (6 条) 及び登録手続 (9 条) ³¹ 。規制価格

plants) による電力生産・販売を手掛ける。スペイン、イタリア、インド、ペルー、米国、プエルトリコで事業を展開。

²⁵ スペイン法上、法 (Laws) と政令法 (Royal Decree-Laws) は法の効力を有しており、政令 (Royal Decrees) に優越する。政令法は規制的地位を有し、法に劣後する。また、政令法は大臣命令及び決議 (Ministerial Orders and Resolutions) によって実施・補完される (仲裁判断 para.90)。なお、太陽光発電買取コストの削減 (2011 年まで) については、以下が詳しい。上原美鈴「スペイン固定価格買取 (FIT) 制度の現状 (2009~2011) —相次ぐ再エネ電力買い取り価格の引き下げ」海外電力 53 巻 6 号 (551 号) (2011 年) 47-50 頁。

²⁶ 市場価格にプレミアムを上乗せして売却するシステム、あるいは全量買取システムとの選択が可能となっている。荒井真一・佐野郁夫「スペインにおける再生可能エネルギー導入の状況と課題」北海道大学経済学研究 63 巻 2 号 (2014 年) 35 頁。

²⁷ Presentation “The sun can be yours. Answering all the Essential Questions” (“The sun can be yours 2005”)

²⁸ 産業・エネルギー・観光省 (Ministry of Industry, Energy and Tourism of Spain)。

²⁹ 太陽光発電システムには、次の①と②がある。①「系統連系形太陽光発電システム」(grid-connected photovoltaic system) は、商用電力系統と並列に接続し、電力の送出し及び受取りを行う太陽光発電システム。②「独立系形太陽光発電システム」(stand-alone photovoltaic system) は、商用電力系統から独立して電力供給する太陽光発電システムを指す。自家用発電設備を商用電力系統に並列に接続・運転する場合、①に該当する (参照: JPEA 太陽光発電協会 <http://www.jpea.gr.jp/document/glossary/index.html>)。

³⁰ 従来の 2 倍の 44 ユーロセント/kwh に引き上げたために投資が殺到し、2008 年は導入目標 500MW に対して 3000MW が導入された。荒井・佐野・前掲注 (25)、40 頁。

³¹ 新体系の適用を受けるためには (特に、規制価格、奨励金、補填金 supplements の支払について管理監督を受けるには)、RAIPRE (the Administrative Register of Production Facilities) に登

	の3類型化。2010年に価格見直し(44条)。
9. エネルギー委員会報告書 30/2008	2008年9月29日(RD661/2007上の登録期限)以降に関するRD案。
10. RD 1578/2008号	買取価格の引下げ。上記の登録期限以降の補償維持の期限を設定。RPRでの予備登録の後にRAIPREで最終登録。
2010年以降の太陽光発電規制	内容
1. RD 1565/2010号	a) 規制料金の撤廃(26年目以降)(=FITの買取年数の制限)、 b) 追加的技術要件の導入。
2. RD 1614/2010号	(関係なし)
3. RDL 14/2010号	電気分野でのFIT債務(tariff deficit) ³² の緊急修正。a) 発電設備の発電時間の制限、b) 配電ネットワーク利用料金の支払い義務の設定。
4. 上記1.と3.への法的異議申立	憲法裁(棄却)、最高裁(棄却)、欧州人権裁(棄却)
その後の規則	内容
1. 持続可能経済法2/2011号	太陽光発電所の稼働年限と規制料金年限を28年間(RDL14/2010)から30年間に延長。
2. RDL 1/2012号	未登録の新規設備への経済インセンティブ(FIT買取)を廃止。
3. RDL 9/2013号	電気システムの財政的安定性のための緊急措置。
4. 法24/2013号	改正電気事業法。電気システムの経済財政的安定性の原則。
5. IET 命令 1045/2014号	再生可能エネルギー源から発電施設への支払基準。

申立人の投資財産に関して、T-Solar社の大部分の太陽光発電施設は2008年9月29日以前にRAIPREに登録されている(RD 661/2007号の適用対象)。残りの施設もそれ以降に登録されている(RD 1578/2008号の適用対象)(para.146)。

2. 仲裁判断

(1) 収用

申立人の投資財産はT-Solar社への間接関与(indirect stakes)であり、「株式」投資である(ECT 1条6項(b))(para.458)。本件の投資対象はT-Solar社であり、「収益」(同1条6項(e))ではない。申立人は発電所の収益を「所有も支配も」していない(para.459)。申立人は間接収用を主張するが、申立人はT-Solar社の株式の所有者であり、(本件において)株主の権利は制限されていない(para.462)。「価値の喪失が収用に匹敵するものとなるためには、財産の剥奪(deprivation of property)に匹敵するほどの甚大さでなければならない」

電設備を登録しなければならない。

³² FIT制度から生じた債務を指す。欧州「タリフ債務」問題について以下を参照。EC Economic Papers 534 (October 2014), "Electricity Tariff Deficit: Temporary or Permanent Problem in the EU?" (by Asa Johannesson Linden, Fotios Kalantzis, Emmanuelle Maincent, Jerzy Pienkowski), [http://ec.europa.eu/economy_finance/publications/economic_paper/2014/pdf/ecp534_en.pdf]. 報告書によれば、スペインは2013年末時点で300億ユーロのタリフ負債を負っている。

(para.464)。本件では、T-Solar 社の収益性が重大な影響を受ける可能性はあるものの、それだけでは収用とはならない。

(2) 公正衡平待遇

第 1 に、被申立国から申立人に対する、既存の規制枠組みが変更されないという「特定の約束」(specific commitments) は存在しない (para.490)。RD 661/2007 号及び RD 1578/2008 号も正当な期待を生み出すものではない (para.492)。

第 2 に、投資時点で有効であった法秩序がそれ自体で「正当な期待」を生み出すか否かが問題となる。各種キャンペーン（「太陽は貴方のもの」）は、投資時点での規制価格が変更されることはないという正当な期待を生み出すものではない（RD が修正されることはないという期待を生み出すほど特定のではない）(para.497)。次に、(申立人が主張するように)「特定の約束」がない場合でも、受入国が「不合理に、公共利益に反して、比例性を欠いて」行動していないかを検討する必要がある (para.515)。

RD 661/2007 号と 1578/2008 号で構成される規制枠組みは以下のものである。①設備投資の実現や RAIPRE への施設登録といった要件を満たす場合にはじめて規制制度を利用できる。②期限内に施設稼働に漕ぎ着けた発電事業者は、規制制度に付随する特定価格（固定価格買取制度）の実施から利益を得る。③両 RD では、FIT の実施について時間制限（稼働時間制限）は設けられていなかった。

1 点目に、比例性に関しては、変更が恣意的・不必要ではなく、既存の規制枠組みの中心的性質を突然前触れもなく排除するものでない限り、比例性要件は満たされる (para.517)。2010 年規範は既存の規制の性質を排除していない。太陽光発電所の耐用年数が 35～50 年という申立人の主張は説得的ではない。RD 1565/2010 号及び法 2/2011 号において、FIT 制度は発電所稼働の最初の 30 年間に適用されることになっており、申立人の正当な期待を損なうことはない (para.530)。2 点目に、経済合理性に関しては、稼働時間の制限や 30 年の適用期間制限は、いずれも客観的基準を取り入れたものであり、非合理的・恣意的なものではない。3 点目に、公共利益に関しては、2010 年規範が公共利益に反するという点は証明されていない。太陽光発電分野に支払われるプレミアムは年々増加しており（他の全ての技術に支払われるプレミアムよりも多い）、EU の平均割合よりも上回っている。

(3) 反対意見(Tawil 仲裁人)³³

FET の判断は多数意見と異なる。第 1 に、正当な期待の形成は、「特定の約束」(specific commitment) が存在する場合に限定されず、投資財産が作られた際に有効な「法秩序」からも生み出される (para.5)。第 2 に、RD 661/2007 号と RD 1578/2008 号によってスペインが導入した特別制度の規制体系（FIT 制度）は、一時的な有効性を持つ FIT を設定するものであるが、最低 25 年は将来の買取価格の改訂の影響を受けないとされている。そのため、申立人は「客観的に」価格制度が維持され、変更されないと想像することができた (para.6)。

³³ Dissenting Opinion of Professor Guido Santiago Tawil.

3. コメント

スペイン政府が設定した買取価格は「太陽光バブル」を生み出し、強制買取による巨額債務（未回収金）が電気会社に蓄積している³⁴。本件はこの「タリフ債務」（固定価格買取制度から生じた巨額の債務）に起因する紛争である。この問題に対処するために、スペイン政府が是正措置（「2010年規範」）をとり、FIT制度が修正されたため、多くの外国人投資家が投資仲裁に紛争を付託する事態を招いている。本件は、一連の対スペインFIT事案の中でも、最初に仲裁判断が示された点で注目を集めるものとなった。ただし、結論としては、（収用認定の否定に加え）FET違反も否定されている。最大の争点は、2007～2008年のFIT規制枠組みから、投資家に「正当な期待」が生じていたか否かという点であった。本件判断に関しては以下の点を指摘し得る。第1に、個別の投資家と投資受入国（スペイン）との間に「特定の約束」（specific commitment）が存在しない。すなわち、（類似の発電投資案件であるAES事件と異なり）申立人は被申立人との間で個別の契約（電気売買契約）を締結しておらず、固定価格買取が個別には確約されていない。第2に、「特定の約束」が存在しない場合、法的規制枠組み（＝FIT制度）そのものから、当該枠組みが一定期間存続する（修正されない）という期待を投資家が有し得るか否かが争われる。仲裁廷は3要件（比例性、経済合理性、公共利益）を提示し（para.515）、本件ではいずれも満たさない（＝「正当な期待」が生じていない）と結論付けた。この判断については次の問題点を指摘し得る。1点目に、上記の3要件（判断基準）の根拠は明らかにされていない³⁵。2点目に、本件でFIT実施法が制定され、登録制度が整備されていた点が考慮されていない。従って、Tawil仲裁人（反対意見）が指摘するように、仲裁廷の判断（3要件の該当性）には説得力に欠けると言えよう。第3に、本件判断の射程を限定的に捉える必要がある。本件では、（下記のEiser事件と異なり）申立人は2010～2011年の事実を根拠にFET違反を主張した。スペインFIT制度を巡る最大の争点となるのは、2013年の法改正であるが、この点について申立人は主張していない（申立人が限定的な主張を展開した理由については後述）。ただし、上記のように、仲裁廷は比例性に関して、「既存の規制枠組みの中心的性質を突然前触れもなく排除するものでない限り、比例性要件は満たされる」（para.517）と述べている。すなわち、仮に2013年のFIT制度廃止を審理対象とした場合には、「規制枠組みの中心的性質を突然 […] 排除するもの」と判断される可能性が残されていると解される。

B. Isolux v. Spain³⁶

³⁴ 固定価格買取における「賦課金」（サーチャージ）は電気会社が消費者の支払う電気料金に含めて回収すべきものであるが、スペインでは社会労働党政権によって電気料金の上限額が定められていたため、電気会社が賦課金を徴収できずに債権（＝未収金）を膨らませた。なお、当該欠損に対する政府の補助は行われていない（政府の財政赤字にはなっていない）。荒井・佐野・前掲注 825）、41頁。

³⁵ 申立人側も、「特定の約束」が無い場合、「経済的合理性、公共利益、合理性の原則」に適合していない場合は投資家の期待が損なわれると主張していた（paras.295, 513）。ただし、この3要件が適用されるべき理由については明らかにしていない。

³⁶ *Isolux Infrastructure Netherlands, B.V. v. Spain*, SCC V2013/153, Award (6 July 2016). 仲裁人は、Sr. Yves Derains (Presidente)、Professor Guido Santiago Tawil、Sr. Claus Von Wobeser の3名であ

1. 事実(略)

2. 仲裁判断

第1に、ECT 10条 (FET) に関して、申立人は、スペインのFIT規制枠組みによって「正当な期待」が生み出されたにも拘わらず、RDL 2/2013によってIVPEEが導入され、FIT制度が変更された上、最終的にRDL 9/2013によって特別制度(=FIT制度)が遡及的に撤廃されたことがFET違反であると主張した(para.773)。被申立人は、法制度の設定に加えて、「特定の約束」(un compromiso específico)がなければ正当な期待は生まれないと反論した(para.774)。本件で被申立人は、何らの「約束」(commitment)も投資家に与えていない(para.775)。仲裁例では、投資家が抱く期待については「合理的」なものであることが求められる。確かに、法的・包括的なデュー・デリジェンスまでは求められないが、「投資家自らの情報に基づいて、規制枠組みが不利なように進展することが予想される場合、投資家は当該規制枠組みから生み出される正当な期待を持ち得ない。投資家の正当な期待を毀損するためには、新しい規制措置は予見可能なものではなかったことが必要である。」

(para.781)。本件では、申立人の主張する日(投資開始日:2012年6月29日)ではなく、被申立人の主張する日(株式取得日:2012年10月29日)において、既存の規制枠組みが後に修正されることがないという「正当な期待」が申立人に生じていたか否かを検討する(ただし、結論としては否定せざるを得ない)(paras.784-785)。2012年6月29日時点で、再生可能エネルギーの規制枠組みは既に改訂されており、幾つもの調査の対象となっていた。従って、合理的な投資家は、当該枠組みが将来に修正されることがなく、存続されるであろうという期待を持ち得なかった(para.787)。また、本件で申立人は、スペイン最高裁判決(2007年の枠組上の権利は不変的ではないという2009年の判断)を十分に認識していた(para.795)。さらに、2012年9月23日の最高裁判決もあることから、投資開始時点(2012年10月)において、申立人は特別制度(=FIT制度)の廃止が現実的にあり得ることであると考えるべきであった(para.804)。

第2に、ECT 13条(収用)に関して、申立人はT-Solar社への資本参加の点で投資財産(ECT 1条6項(b),(e))を有しており、当該株式保有はECT 13条の保護対象である(para.834)。ただし、本件では「厳しい」又は「劇的な」(radical)損失が発生しておらず、収用の主張は認められない(para.852)。

3. コメント

本件では、FETと収用のいずれについてもECT違反は認定されず、結論自体はCharanne事件と同一である。他方で、本件の特徴は次の点に見出される。第1に、申立人による投資開始時が2012年と遅い点である。2007年の制度枠組みは法改正を経て徐々に修正されつつあり、2009年判決(スペイン最高裁)は、2007年時点で保護された権利が不変的ではないことを確認している。投資開始時点(2012年)において、申立人はこうした状況変化

る。Tawil仲裁人はCharanne事件でも仲裁人を務めている。なお、現時点(2017年9月1日)で公開されているのは、スペイン語版の仲裁判断のみである。

を認識していたはずである（従って「正当な期待」は生じ得ない）という点が、FET 違反を否定した判断の根幹である。これに対して、次に見る Eiser 事件の場合、申立人の投資開始時点は 2007 年と早い。そのため、投資開始時点では FIT 制度の変更を予想することは困難であり、制度変更が「劇的」であると判断されている。このように、投資財産設立時点が異なることにより、仲裁廷の FET 判断に大きな差が生じたと評することができる。第 2 に、FET 判断の枠組みは、Charanne 事件と同じである。すなわち、「特定の約束」が存在しない場合であっても、「合理的」な期待は保護対象である（＝「正当な期待」が生じる）。ここで用いられている「合理性」基準は、Charanne 事件で示された 3 要件の 1 つであると解される。ただし、Charanne 事件では「経済的合理性」が審査対象となっていたのに対し、本件では法制度変更に関する予見可能性を「合理性」と捉えており（「法的デュー・デリジェンス」の要求とも言える）、内容には相違が見られる。

C. Eiser v. Spain (2017)³⁷

1. 事実

申立人は Eiser Infrastructure（以下、Eiser）社（英国企業）と Energia Solar Luxembourg 社（ルクセンブルク社）であり、ECT（エネルギー憲章条約）に基づく ICSID 仲裁案件である。スペインの集光型太陽電力（CSP: the Concentrated Solar Power）セクターでは、巨大設備を要することから、大きな初期投資が求められる。この点で化石燃料発電との間で競争力がないため、CSP を促進するために「国家補助制度が必要とされた」（a regime of State subsidies was required）（para.97）。電力法 54/1997 は、発電を「通常制度」と「特別制度」（再生可能エネルギー発電）に分け、後者については市場価格より高額のコストを支払を認めた。その後、多くの法令で再生可能エネルギーの促進が図られたが³⁸、投資家の関心を引かなかった。他方、RD 661/2007 において安定的で予見可能な再生可能エネルギー買取が示されたことから、申立人は 2007 年 8 月に発電計画への投資を決定し（ただし、申立人は規制体制の変更があり得ることを認識していたことが証拠から示されている。para.119）、€ 1.26 億以上を投資した。その後、金融危機を経て、スペインは「タリフ負債」（tariff deficit）³⁹に苦心するようになり、2009 年 4 月 30 日に RDL 6/2009 を制定した。これによって「事前登録プロセス」（pre-registration process: RAIPRE）を導入し、RD 661/2007 制度に潜在的に適合し得る計画の数を制限しようとした。ただし、申立人の 3 つの発電所はすべて登録され、RD 661/2007 制度の対象となり（para.126）、2010 年 4 月に ASTE 発電所の建設工事が開始された（€1.24 億を投資）。2010 年 12 月 8 日に RDL 1614/2010 が制定されたが、RD 661/2007 で予定された価格見直しは、登録済計画には適用されないであろうことが確認さ

³⁷ *Eiser Infrastructure Limited y Energia Solar Luxembourg S.à.r.l. c. Reino de España*, Caso CIADI No.ARB/13/36, Laudo (4 de mayo de 2017). 仲裁人は、John R. Crook (President、米国籍)、Stanimir A. Alexandrov（申立人選任、ブルガリア国籍）、Campbell McLachlan（被申立人選任、NZ 国籍）の 3 名。なお、仲裁判断はスペイン語である。

³⁸ Royal Decree 2818/1998, Royal Decree 1432/2002, Royal Decree 436/2004, Royal Decree 661/2007 など（paras.106-108）。

³⁹ 再生可能エネルギー生産者に支払われる補助金とエネルギーを消費者に販売することから得られる収益との間の金銭的差額を指す（para.124）。

れた(4条)。その後、2011年総選挙で成立した新政府は、タリフ負債(€220億)のため、エネルギー制度の構造的変革を要すると発表した(para.137)。2012年12月、議会在法15/2012を採択し、発電者の生み出す全エネルギー総量に対して7%の課税を行った。さらに、2013年7月12日、RDL 9/2013によって、1997年電力法34条(再生可能エネルギー発電者のための特別制度の創設)が改正され、RD 661/2007が撤廃された。その結果、FIT制度は全廃され、「通常」コスト(と運営コストの合算)に依拠した特定報酬支払制度に取って代わられた(para.146)。これらの措置は、CSPに支払われる補助金レベルを大幅に下げるといった目的を達成するためのものであった(para.150)。

2. 仲裁判断

申立人によれば、本件措置は(1)取用に該当する(ECT 13条)、(2)FETの否定である(同10条1項)、(3)不合理な措置である(同10条1項)、(4)取極めを尊重していない(同10条1項)、という。本件ではFET請求が最も適切な法的文脈であり、申立人の請求を全て解決する(訴訟経済)(para.353)。

第1に、投資受入国は規制権限(regulator y power)を保持しているが、「ECT上のFET義務は、従前の体制に依拠して形成された既存の投資財産の状況を考慮に入れない形で規制制度を根本的に変更すること(a fundamental change)から投資家を保護するものである」(para.363)。なお、本件の事実と法に関する状況は、Charanne事件のそれとは根本的に異なっている。同事件(Charanne事件)の申立人は、スペインの2010年の措置を問題とし、2013年の措置(より重要な措置)について争わなかった⁴⁰。

第2に、ECT 10条(FET)については、「長期間の投資財産を形成する際に投資家によって依拠された法制度の本質的性格について、基礎的な安定性(fundamental stability)を提供する義務を内包する」。なお、これは、規制制度が進展し得ないことを意味するものではないものの、FET義務は、「規制制度に依拠して投資を行った投資家から、投資財産の価値を奪い取るような形で、既存の投資財産に適用されていた規制制度が劇的に変更され得ない(cannot be radically altered)」ことを意味する(para.382)。申立人はRD 661/2007の制度が何十年も続くと期待しえるわけではないが、ECT 10条1項により、スペインが自らの投資財産の価値を破壊するような形で同制度を「劇的に突然」(drastically and abruptly)変更しないであろうと期待することが認められる(para.387)。RDL 9/2013は、完全にRD 661/2007に取って代わり、既存の発電所への資金支援(補助金)を大幅に削減するための新制度である。新制度では、個別の発電所の運営費等は考慮されず、仮定に基づく単一基準(one size fits all standards)が個々の発電所に適用される。そのため、2014年には、申立人の収益は運営費を補うのに必要なレベルをはるかに下回った。以上より、被申立人がRD 661/2007を撤回し、まったく新しい制度で既存の発電所への報償を削減したことは、FET義務に違反する。賠償額は€1.28億とする。

3. コメント

⁴⁰ 2013年以降の措置について、Charanne社は他の仲裁廷に同時付託しており、(仮に両方の事件で勝訴した場合には)不当利得となる危険があったためである(para.367)。Award(Charanne), para.191, 395.

(1) 適用法規

本件の仲裁廷は、収用や不合理な措置等については「訴訟経済」(judicial economy)を根拠に判断を回避している(para.353)。本件では、FET 請求によって全請求がカバーされると解されており、やや特殊な状況にあったと言えよう。なお、近年、間接收用と FET の区別は無意味であるという主張も多く、本件の仲裁判断はこうした主張に整合的である。ただし、実体法レベルでの重複または代替という議論ではなく、「訴訟経済」(judicial economy)という手続法レベルの議論で処理している点が特徴である。

(2) FIT 制度の性質

仲裁廷は、スペイン FIT 制度を「補助金」(subsidy)と表現しており(スペイン語の仲裁判断でも同じ)、再生可能エネルギーに関しては、「国家補助」によって設備投資・初期投資が必要な分野であるという認識を示している。その結果、投資家が補助金に依拠して投資財産を形成し、その後の急激な制度変更(=補助金の削減又は廃止)によって投資財産に対する損失が発生し、FET 義務違反が認定されている。この意味では、別稿で検討した「国家補助」の改廃に起因する ISDS 事案と本質的に同一である。

(3) FET 判断

本件は、対スペインの FIT 案件で投資家側が勝訴した初の事案であり、先例の 2 つの事件(Charanne 事件と Isolux 事件)との整合性が重要な争点となる。第 1 に、Charanne 事件の結論(FET 違反なし)と本件の結論(FET 違反あり)が異なった理由については、前者が 2010 年の事実(だけ)を根拠に請求を提起し、スペインの措置の中で最も問題のある 2013~2014 年の措置を争点としなかった点を指摘し得る。特に、RDL 9/2013 が決定的な制度変更であるため、これを主張に入れたか否かが FET 判断を分ける分岐点となっている。Eiser 事件の仲裁廷によれば、「Charanne 事件で問題とされた措置 [=2010 年の措置] は、本件の措置 [=2013 年の措置] よりはるかに劇的でない効果(far less dramatic effects)を有しており、「請求された損害もはるかに広範でない(far less sweeping)」という(para.368)。すなわち、2013 年の制度撤廃が、Eiser 事件では決定的な判断要素となっている。従って、現在係属中の類似案件(対スペイン FIT 案件)においても、RDL 9/2013 が違法性の根拠として最大の焦点となろう。第 2 に、Isolux 事件では、投資開始が 2012 年と遅かったため、投資開始時点で(法制度変更が起り得ないという)「正当な期待」(合理性基準)が生じないと判断された。これに対して、Eiser 事件では投資開始が 2010 年であり(2009 年に事前登録手続もクリアしている)、この時点で(劇的な法制度変更が起り得ないという)「正当な期待」が生じていたと判断されたものと解される。

また、前記 2 案件と異なり、仲裁廷は、「規制制度を根本的に変更すること(a fundamental change)から投資家を保護する」ことが FET 義務に含まれると理解し(para.363)、さらにスペインの FIT 制度改正を「劇的で突然の変更」と評している。このように、国内法改正

と制度変更から FET 義務違反を認定している点で⁴¹、近年では稀な判断例と言えよう⁴²。

(4) 仲裁判断の執行可能性

本件は、スペイン FIT 案件で投資家が勝訴した初の事件であり、係属中の類似案件や今後の仲裁判断に対して一定の影響が予想される。ただし、賠償命令を得たとしても、仲裁判断の執行可能性という別の問題が生じる点も明らかになっている。(別稿で論じたように⁴³) EU 域内では仲裁判断の執行が法的に遮断される危険が残る。すなわち、仮に投資家が EU 諸国を相手に損害賠償命令を得た場合であっても、欧州委員会が賠償支払を新たな「国家補助」とみなし、支払停止を命じる可能性が残されている⁴⁴。

(5) 欧州委員会の国家補助規制

スペイン案件に共通するその他の懸念事項として、欧州委員会の「国家補助」審査がある。スペインでは、2013 年の FIT 制度廃止後、国内裁判所において投資家が数千もの訴訟を提起している⁴⁵。これに対抗するため、スペイン政府は自ら欧州委員会に対して FIT 制度の国家補助審査 (investigation) を請求し、当該審理結果が出るまでの間、国内訴訟手続を延期するという戦略をとっている。審査の結果、仮に欧州委員会が「違法な国家補助」と認定した場合⁴⁶、投資家は FIT 制度において受け取ったプレミアムを (利子付きで) 返還する義務を負うことになる⁴⁷。

D. Mesa v. Canada (2016)⁴⁸

⁴¹ 投資家と投資受入国の間に「特定の約束」(specific commitment) が無い場合、FET 義務から (だけで) は国内法改変が行われないという期待は生み出されないという判断が近年の判断傾向である。坂田雅夫「公正衡平待遇条項の適用実態—TPP 投資章を考える素材の 1 つとして—」日本国際経済法学会年報 23 号 (2014 年) 94-95 頁。

⁴² 対アルゼンチン事案における国内制度変更 (ドルペッグ制の廃止) が FET 違反と判断された事案につき、川瀬剛志「投資協定における経済的セーフガードとしての緊急避難—アルゼンチン経済危機にみる限界とその示唆—」DPRIETI Discussion Paper Series 09-J-003 (2009 年) 1-81 頁参照。

⁴³ 玉田・前掲注 (1)、23 頁。

⁴⁴ Ana M. López-Rodríguez and Pilar Navarro, 'Investment Arbitration and EU Law in the Aftermath of Renewable Energy Cuts in Spain', *European Energy and Environmental Law Review*, vol.25, issue 1 (2017), pp.8-9.

⁴⁵ Carmen Otero Garcia-Castrillon, 'Spain and Investment Arbitration: The Renewable Energy Explosion', in Armand de Mestral (ed.), *Second Thoughts: Investor-State Arbitration between Developed Democracies* (2017), pp.291-294. なお、現時点 (2017 年 9 月 1 日) で 5 件の行政訴訟においてスペイン政府側が勝訴している。Damien Charlotin, 'Majority of Spain's Supreme Court dismisses domestic challenges against 2014 renewables regulatory framework - and sees no relevance of recent Eiser v. Spain ICSID award - but dissenting views also aired', *Investment Arbitration Reporter (IAReporter) Analysis* (Aug 24, 2017).

⁴⁶ 現時点 (2017 年 9 月 1 日) において、欧州委員会による対スペイン FIT 制度に関する審査の結果は示されていない。

⁴⁷ Ana M. López-Rodríguez and Pilar Navarro, *supra* note (43), p.9.

⁴⁸ *MESA Power Group, LLC v. Government of Canada*, Award (24 March 2016), PCA Case No. 2012-17, An Arbitration under Chapter 11 of the NAFTA and the UNCITRAL Arbitration Rules, 1976. 仲裁人は、Gabrielle Kaufmann-Kohler (Presiding Arbitrator, スイス国籍)、Charles N. Brower (米国

1. 事実

申立人の Mesa 社（米国企業）は、カナダ・オンタリオ州（以下、オ州）において、子会社を通じて再生可能エネルギー（主に風力発電）発電事業に携わっていた。2004 年以降、オ州では、オンタリオ電力公社（the Ontario Power Authority: OPA）が長期システム計画、長期電力購入合意を通じた新発電の政府調達、再生可能エネルギーへの電力供給のシフトにつき、責任を有している。2009 年のグリーン・エネルギー法（the Green Energy Act: GEA）では、OPA に対して FIT 制度の開発を命じる権限がオ州エネルギー大臣に付与されており、OPA が FIT 制度の実施（価格設定及び契約監督を含む）に責任を有する。FIT 制度には特定の目的があり、その 1 つは、制度参加者が国内コンテンツ要求（現地調達要求）を満たすことである。すなわち、2011 年 12 月 31 日以前に商業稼働した開発者には 25% の国内コンテンツ要求が課せられ、それ以降には 50% が課せられる（本件の申立人には後者の率が課されている）。FIT 制度は 2009 年 10 月 1 日に正式に開始され、FIT 規則（the FIT Rules）で規制される。関係者は、OPA との間に 20 年又は 40 年の「電力購入契約」（power purchase agreement: “FIT Contract”）を申請する。FIT 契約上、発電者はオ州の電力システムに送電される電力につき、kWh 毎の保証価格を支払われる。

申立人は、被申立人の措置（FIT に関する立法、法令、省令、MOU、FIT 規則、FIT 契約等、多岐に渡る。詳細は para.254 参照）について、NAFTA 1102 条（内国民待遇）、1103 条（最恵国待遇）、1104 条、1105 条（最低限の待遇）、1106 条（パフォーマンス要求禁止）の違反を訴えた。

2. 仲裁判断

(1) 行為帰属

本件の各種機関（OPA, the Hydro One, IESO）は、NAFTA の関連規定⁴⁹上、国営企業（state enterprises）に該当する（para.357）。OPA は FIT 規則の起草やランキング・評価基準の設定を行うことにより、「統治権限」（governmental authority）⁵⁰を行使しており（para.371, 375）、当該行為は被申立国に帰属する（para.377）。

(2) 調達例外（procurement exception）

被申立国によれば、FIT プログラムは国が企画し、国営企業によって実施された「調達プロセス」（procurement process）であり、NAFTA 1108 (7)(a)条及び 1108 (8)(b)条⁵¹における「調達」（procurement）であるため、1102 条、1103 条及び 1106(1)(b)条は Mesa 社の投資財

国籍、申立人選任）Toby Landau（英国国籍、被申立国選任）の 3 名である。

⁴⁹ NAFTA 201 条と 1505 条は次の規定である。“state enterprise means an enterprise that is owned, or controlled through ownership interests, by a Party”.

⁵⁰ 国家責任条文 5 条では “elements of the governmental authority”（統治機能の一部）という文言が用いられている。なお、NAFTA 上は定義がない。

⁵¹ 1108(7)(a)条は次の規定である。“Articles 1102, 1103 and 1107 do not apply to: (a) Procurement by a Party or a State enterprise; [...]”. 1108(8)(b)条は次の規定である。“The provisions of: [...] Article 1106(a)(b) [...] do not apply to procurement by a Party or a State enterprise [...]”.

産に適用されないという。

「調達」という文言を通常の意味に照らして解釈すると（条約法条約 31 条）、当該概念を広く解すことができ、これは WTO でも支持されている⁵²。本件の FIT プログラムについては、その形成過程や根拠条文に鑑みて「調達」である。FIT プログラムにより、オ州政府は、オ州住民による利用及び最終的利益のために「OPA を通じて電力を購入している」（para.448）。FIT 規則及び FIT 契約上、「OPA は電力を発電者から購入している」。OPA の電力購入資金は国民起源（public sources. 電力消費者を指す）であるが、「消費者からまず資金調達した上で資金使用する」のと、「消費者が電力生産者に直接支払うことを求めて、資金使用すること」の間には区別はない（para.452）。NAFTA 11 章の義務は「連邦政府と州政府」に適用されるため、例外も両者に適用される。本件では、オ州政府による FIT プログラムを通じた調達は、1108(7)(a)条の「当事者による調達」（procurement by a Party）に該当する。以上より、（調達例外に該当するため）オンタリオ州政府の行為に関して、NAFTA 1102 条又は 1103 条を根拠とした請求は棄却される。

(3) 最低限の待遇義務 (NAFTA 1105(1)条)

NAFTA 1105 条の構成要素としては、恣意性、「深刻な」不公正、差別、行政過程における透明性及び誠実さの「完全な」欠如、「裁判の適切性を侵害するような結果をもたらす」適正手続の欠如、司法手続における自然的正義の「明白な欠如」であり、投資家の正当な期待を尊重しなかったことそれ自体では、1105 条の違反を構成しない。ただし、正当な期待は、1105 条の基準の他の構成要素の違反の有無を評価する際に考慮に入れられる一要素である（para.502）。本件で問題となる OPA の行為は以下のものである。i) FIT 申請のランキング及び評価に関して OPA が FIT に規則に従わなかったこと。ii) OPA が ECT を作動させないと決定したこと。iii) 他の FIT 申請者により待遇を与えたこと。iv) 2010 年 12 月 21 日に FIT プログラムのランキングを公表したこと。v) OPA が FIT プログラムの運用を誤ったこと。vi) OPA が情報を TAT 表に含めるという決定をしたこと。vii) OPA が Longwood Line に FIT 契約を与える決定をしたこと。viii) 2011 年 7 月 4 日に FIT 契約を与えたこと、である（para.513）。いずれの行為についてもオ州の政策の実施の枠内であり、不公正な優遇等については立証する証拠が不十分である。従って 1105 条の違反は認められない。また、GEIA（Green Energy Investment Agreement 2010）では、韓国コンソーシアム（Samsung）に対して FIT プログラムより有利な利益を与えているが、これは FIT プログラムとは別個のプログラムであり、1105 条に違反しない（para.574）。

3. コメント

(1) 政府調達例外

本件では、オ州 FIT 制度が NAFTA 上の「調達」に該当するか否かが争われた。仲裁廷

⁵² カナダの FIT プログラムが GATT 3 条 8(a)の政府調達に該当するか否かについて、パネルと上級委員会が判断を示している（paras.411-415）。

が述べるように、そもそも「調達」は国内産業優遇を認めるための例外であり⁵³、差別禁止（内国民待遇義務・最恵国待遇義務）の適用を除外される（政府調達例外）。「調達」該当性に関して、仲裁廷は投資仲裁先例を根拠として「調達」概念を広く解した上で、OPA が FIT を通じて「電力を購入している」と判断し、政府調達であると認定した。この判断を敷衍すると、FIT においては、固定価格で政府（地域政府）が電力を購入し、消費者に販売している（ただし、代金は消費者から発電者に直接支払われる）という構造として理解されることになる。他方、本件で仲裁廷が採用した広い「調達」概念を用いた場合、NAFTA 11 章（投資章）上の投資保護義務が蔑にされる危険は否定できない⁵⁴。

(2) FIT の法的性質

本件では、調達例外の適用に際して FIT の性質が問題となった。すなわち、FIT では、発電者による生産電力に対して、（政府ではなく）電力消費者が電気料金（上乘せ分を含む）を支払う形をとるため、「政府による調達」とみなせるか否かが明らかではない。ところが、仲裁廷はこの点を極めて簡潔に処理しており、「OPA が電力を発電者から購入している」と結論付けつつ、その理由として、「消費者からまず資金調達した上で資金使用する（＝電力生産者に支払う）」のと、「消費者が電力生産者に直接支払うことを求めて、資金使用すること」の間には区別はないという（para.452）。すなわち、FIT では「消費者から電力生産者に直接支払が求められている」ものの、これは「OPA が消費者から資金調達した上で、これを電力生産者に支払うこと」と同じであるというのである。ここで、OPA の行為が国家（カナダ政府）に帰属することから、国が電力（再生可能エネルギー）を購入していると解することが可能となる。その結果、NAFTA 上の「調達」（政府による電力買い上げ）と EU 法上の「国家補助」（政府から事業者への補助金交付）が近接・類似した概念として用いられ得ると言うことができる。

(3) 公正衡平待遇義務

仲裁廷の FET 判断について、Brower 仲裁人（反対意見）は強く批判しており、逆の結論（＝FET 違反あり）に至っている。特に、韓国企業連合（Korean Consortium）の優遇・特別扱いについては申立人側も強く批判しており、また実際に申立人が FIT 契約に至らなかった点等、問題点も多い。そのため、本件仲裁廷は FET 違反を認めなかったとは言え、1 つの限界事例であると評することができる。

E. Windstream v. Canada⁵⁵

⁵³ 仲裁廷は次のように述べている。「NAFTA 1108(7)(a)条の例外を通じて、締約国は、調達において国籍に基づく優遇（nationality-based preferences）を行う能力を保持しようとした」（para.419）。すなわち、政府調達の目的は自国民優遇措置の維持であり、それ故、差別禁止義務の適用例外とされている。

⁵⁴ 石戸信平「オンタリオ州の電力買取制度への NAFTA 投資章の調達例外の適用、慣習国際法上の裁定待遇基準の内容の認定における過去の仲裁判断への依拠」JCA ジャーナル 63 巻 12 号（2016 年）22 頁。

⁵⁵ *Windstream Energy LLC v. Canada*, Award (27 September 2016). 仲裁人は、Dr Veijo Heiskanen (President)、Mr R. Doak Bishop、Dr Bernardo Cremades の 3 名。

1. 事実

申立人 Windstream Energy LLC 社（米国企業）によれば、カナダ・オンタリオ州（以下、オ州）の FIT プログラムにおいて FIT 契約（有効期間 20 年）⁵⁶を得たが、その後、オ州政府による開発許可が遅延した。さらに、2011 年 2 月 11 日に、オ州政府は、科学的調査が完了して政策枠組みが進展するまでの間、沖合風力発電の開発を停止（moratorium）および延期（deferral）することを決定したため（para.147）、申立人の計画推進が阻害されたという。また、オ州およびオ州電力公社（OPA）⁵⁷の行為はカナダに帰属しており、NAFTA 1110 条（収用）、1105 条（最低限の待遇）、1102 条（内国民待遇）、1103 条（最恵国待遇）および 1503(2)条（国営企業）に違反するという。他方、被申立人（カナダ）は、規制プロセスの進展および沖合風力計画の人間の健康、安全及び環境に対する影響についての重大な科学的不確実性に関連した規制リスクを申立人は認識していたという。また、オ州の決定は必要な科学調査を完了するためのものであり、差別的なものではなく、公益のためのオ州の正当な政策立案権限の枠内であるという。なお、風力発電開発の停止について申立人は、（科学的調査という理由ではなく）再生可能エネルギーのコスト上昇及び総選挙に関連した政治的考慮に基づくものであると主張した（para.173）。他方、被申立人側の理解では、申立人の FIT 契約は、現在、不可抗力（force majeure）の「適用」状態にあり、規制枠組みが完了するまで凍結されており（para.217）、OPA によって終了させられたわけではないという（para.218）。

2. 仲裁判断

(1) 管轄権(国営企業の行為)

NAFTA 1503(2)条によれば、NAFTA 当事国は、国営企業（State enterprise）が統治権限（governmental authority）を行使する権限を付与されている限りで、国営企業の行為についても責任を有する。この内容は ILC 国家責任条文第 5 条と合致する。1998 年の電力法によれば、OPA は国家機関ではなく、オ州政府が OPA に対する命令権限を有する。この命令に基づいて OPA が行動する限りにおいて、(当該命令が統治権限の行使の委任を含む場合) 当該行為はカナダに帰属する（para.234）。

(2) 収用(NAFTA 1110 条)

収用要件や収用補償に関する規定は NAFTA 上に見られるが、そもそも本件で「収用」が生じたか否かについて争いがある。この点は一義的には証拠の問題であり、「実効的または事実上の財産収奪（taking of property）」が発生したか否かという事実の決定による

⁵⁶ FIT 契約によって、風力・水力・太陽光・バイオガス・バイオマス及びランドフィルガス（埋立ガス）を含む再生可能エネルギーについて、OPA から 20 年の固定優遇価格（a fixed premium price）が発電者に支払われる（para.99）。なお、FIT 契約から 4 年以内に、FIT 契約者（電力供給者）はプロジェクトを商業的稼働に移行させることが求められる（para.100）。

⁵⁷ OPA はオンタリオ州政府の機関ではなく、「独立の企業（corporation）」であり、別個の法人格を有し、電力調達契約を締結することができる」とされている（para.87）。

(para.284)。「実効的な収奪」については、「投資家が重大な形で (substantially) 投資財産の価値を奪われる」か否かという問題である (ADM v. Mexico)。本件では、第1に、FIT契約は形式的には未だ有効であり、オ州政府によって一方的に終了させられていない。従って、計画停止に沿うように FIT 契約を再発動・再交渉することは当事者にとって可能である。第2に、申立人の保証金預託 (CAD 600 万) は依然として有効であり、収奪されていない。投資契約の終了時には保証金は返還されることになっている (FIT 契約 10.1(g)条)。それ故、被申立人は、保証金返還なしに FIT 契約を終了させることができない。以上より、申立人が投資財産を重大な形で奪取されたとは言えない。

(3) 公正衡平待遇 (NAFTA 1105 条)

申立人は、沖合風力発電に関するモラトリアム実施によって NAFTA 1105 条 (FET) の違反が生じると主張した。また、TransCanada 社及び Samsung 社に対して代替プロジェクトを提供し、有利な待遇を与えた点も 1105 条に違反するという。FIT 契約の締結 (2010 年 8 月 20 日) の後、オ州政府の立場は沖合風力発電についてより曖昧になった。特に 2010 年秋以降に立場が変化し始めている。モラトリアムの決定は、2011 年 2 月 11 日に申立人に通知され、その際にオ州政府は FIT プロジェクトが終了させられておらず、科学調査の終了後に前進するであろうことを伝えた (para.371)。沖合風力発電のモラトリアムに関するオ州政府の決定は「それ自体としては間違いではなかった」。「モラトリアムに至る期間のオ州政府の行動は、より透明性のあるものであり得た。また、申立人はオ州政府の変化する政策的立場について暗闇に置かれた [=何も知らされていなかった] まま、FIT プロジェクトに投資を継続していた。とは言え、オ州政府の変化する立場は、沖合風力発電計画に関する適切な抑制又は排除区域の設置に関する十分な科学的根拠がない、という少なくとも部分的には真正な政策的関心 (a genuine policy concern) に基づくものであった」。その後の科学調査の多くは予算不足のために行われておらず、申立人は法的・契約的に宙ぶらりの状態に置かれることになった。オ州政府は OPA に申立人との交渉を命じたが、交渉内容を指示しなかったため、両者の交渉はうまくいかず、2012 年 5 月、FIT プロジェクトは最早、融資可能ではない地点に立ち至った。ところが、オ州政府は幾つかの方法 (科学調査の即時完遂、沖合風力についての規制枠組みの設定、申立人の FIT 契約の再稼働、あるいは FIT 契約の終了など) によって状況を明確にすることを怠った。以上より、モラトリアム実施後の期間におけるオ州政府の申立人に対する行動は、1105(1)条の意味において不公正で不衡平であった (para.379)。

(4) 不利な待遇 (NAFTA 1102, 1103 条)

NAFTA 1102 条 (内国民待遇) と 1103 条 (最恵国待遇) に関する争点は、第1に、申立人が TransCanada および Samsung と「同様の状況」(like circumstances) にあったか否かである。第2に、NAFTA 1108(7)条の調達例外によって請求が排除されるか否かである (政府調達に対しては、1102 条と 1103 条は適用されない)。本件では、TransCanada の契約は RFP (request for proposals) に基づく契約、Samsung の契約はグリーン・エネルギー投資契約であり、(申立人の FIT 契約とは) 法的根拠が完全に異なる。申立人の契約は FIT 契約であり、しかも申立人は当該契約の唯一の保持者であり、モラトリアムは 2 社には適用されて

ならず、申立人との間に「同様の状況」は存在しない。本件では調達例外が OPA の電力調達に適用されるか否かを検討する必要はない。

3. コメント

(1) 2つの事案の異同

同じオ州 FIT 制度に起因する事案である Mesa 事件では、申立人の主張がすべて棄却され、被申立国（カナダ）の全面勝訴となった。他方で、Windstream 事件では、被申立人の行為について FET 違反が認定された。確かに両事件の適用法規（NAFTA 11 章）は同一であるが、FIT 制度自体に対する法的評価が異なった訳ではない。特に、前者（Mesa 事件）では、オ州における韓国企業体の優遇・特別扱いによって自社（Mesa 社）の利益が損なわれたという事案であった。これに対して、後者（Windstream 事件）では、オ州による環境影響評価の実施および開発モラトリアムによって FIT 契約が宙ぶらりとなり、経済的損失を被ったという点を申立人は争っている。このように、Windstream 事件では伝統的な投資問題（FET 違反）が問われたものと言えよう。なお、行為帰属（OPA のカナダへの帰属）や調達例外規定の適用については、両事件で同一の争点であり、判断内容についても違いは見られない。

(2) 「調達」該当性

Windstream 事件では、FIT 制度が「調達」に該当するか否かが NAFTA 1108(7)条の調達例外との関係で争点になったが、仲裁廷はこの点を最終的には判断しなかった。「同様の状況」の不存在から内国民待遇・最恵国待遇義務の違反を否定しており、調達例外の判断を不要と結論付けたためである（para.415）。このように、「調達」認定に関しては、Mesa 事件仲裁廷よりも慎重な態度を示している。

(3) 公正衡平待遇義務

オ州政府によるモラトリアム実施により、FIT 契約が実施できない状況が生じたため（さらに、FIT 契約を終了させるわけでもなく、契約自体は有効なままであったため）、本件における FET 違反は比較的容易に認定された印象を受ける。本来、オ州政府側は開発モラトリアムを実施すると同時に、FIT 契約を終了させることが求められるが、契約終了に伴い保証金支払の義務が生じるため、（故意に）終了を引き伸ばし、申立人を「宙ぶらりん」の状態に置いていた。この点が FET 違反の認定の核心部分であったと解される。

(4) 賠償支払

仲裁廷の賠償命令に従い、カナダ政府は（オ州政府からの支払いを受けて）2017年3月15日に申立人に賠償額全額を支払っている⁵⁸。

⁵⁸ Government of Canada, NAFTA - Chapter 11 - Investment, Cases Filed Against the Government of Canada, Windstream Energy LLC v. Government of Canada, available at [<http://www.international.gc.ca/trade-agreements-accords-commerciaux/topics-domaines/diff/windstream.aspx?lang=eng>].

F. 仲裁における判断傾向

1. 仲裁判断の整合的理解

事件によって仲裁廷の結論が異なっている理由は、背景事実および主張内容の相違に見出される。まず対スペイン事案について見てみよう。①Charanne 事件では、2010年の措置についての違法性の主張に限定されていたため、本格的な FET 違反（2013年の法改正による FET 違反）は主張されていない⁵⁹。②Isolux 事件では、投資開始が 2012年と遅く、既に FIT 制度の変更が始まっており、この点で制度変更の予見可能性が高かったと判断され、（合理性基準を満たさないため）FET 違反が否定されている。③Eiser 事件では、投資開始時点が 2010年であり、その後の（2013年の）FIT 制度廃止が FET 違反と認定されている。以上のように、(a) 投資開始時点、(b) 投資開始時点で FIT 制度変更がどの程度予見可能性であったか、(3) 制度変更のどの部分を核として請求を組み立てるか、といった案件の個別事情が仲裁判断の相違を生み出したと解される。換言すれば、Eiser 事件のように、FIT 制度の開始から早い段階で投資財産を形成し、その後の制度変更によって損害を被った場合は、FET 義務違反が認定されると予想される。

次に、対カナダ事案の仲裁判断が分かれた背景には、個別事案の背景事実の相違を指摘し得る。Mesa 事件では、Samsung 社に対する特別扱いが（潜在的には）問題であったが、逆に「調達」例外の適用により、差別禁止規定（内国民待遇義務と最恵国待遇義務）を問えない状況が生じていた。他方、Windstream 事件の場合、突然、モラトリウムが実施され、事業計画が頓挫しており、上記の Eiser 事件と同様、FET 義務違反を認定しやすい状況であったと解される。

2. FIT の法的性質

第 1 に、対カナダ案件では、適用法規が NAFTA であることから、「調達」例外の適用が争点となった。上記のように、FIT 制度は「調達」に該当すると解されており、その結果、ローカルコンテンツ要求等につき違法性を主張するのは困難となる。同時に、差別禁止規定の違反を問うのも困難である。

第 2 に、対スペイン案件では、NAFTA のような「調達」例外が存在しないため、調達該当性は争点とならない。他方、仲裁廷は（何らの分析・根拠を示すこともなく）FIT を「補助金」あるいは「国家補助」(State aid) と位置付ける傾向が見られる。この点で、EU 国家補助規制上の「国家補助」の定義および欧州委員会の判断 (TFEU 107(3)(c)条の例外に該当するという判断) との齟齬が問題となり得るが、投資仲裁廷は EU 法上の位置付けまでは配慮していないと解される（仲裁判断において、EU 法・欧州委員会の判断は引用されていない）。

⁵⁹ Björn Arp, 'Charanne B.V. v. Spain. SCC Case No. 062/2012', *American Journal of International Law*, vol.110, no.2 (2016), pp.331-332. 加えて著者は、後の仲裁例では（より大きなインパクトのあるスペイン政府の措置が仲裁の対象となることから）Charanne 事件の仲裁判断とは異なる判断が下されるであろうと予想している。

3. FET の適用基準

FIT 案件における FET 違反審査に関しては、対スペイン案件の最初の先例である Charanne 事件の判断基準 (Charanne テスト) が今後の類似案件において基本枠組になると考えられる。すなわち、スペイン FIT 制度においては、(制度変更が行われないという)「特定の約束」(specific commitment) が存在しないため、被申立人の行為に関して 3 要件 (合理性、公共利益、比例性) に照らして FET 審査が行われる。ただし、その適用方法については注意を要する。第 1 に、「合理性」基準に関しては、Charanne 事件では「経済的合理性」が審査対象とされたが、Isolux 事件では、法制度変更に関する (投資家側の) 予見可能性が審査対象とされている (法的デュー・デリジェンスの基準に類似)。第 2 に、(本稿では検討していないが) Blusun 事件⁶⁰では、Charanne テストの 3 基準に関して、合理性基準と公共利益基準はほとんど意味を有さず、比例性基準のみが適用されると述べた上で (para.318)、実際に比例性基準についてのみ審理を行っている (結論としては違反認定なし)。以上の点に鑑みると、FET 審査においては、Charanne テストの適用が予想されるものの、その後、3 基準のいずれが強調・重視されるかは仲裁廷 (あるいは個々の事案) によって異なると解される⁶¹。

III. 日本への示唆

A. 投資家側

現在、日本企業 2 社がスペイン政府を相手どって投資仲裁 (ICSID 仲裁) に FIT 案件を付託している⁶²。本稿で見たように、スペイン FIT 制度の急激な変更起因する事件であり、事案の基本的な構造と適用法規 (ECT) は同一である。従って、次の点が焦点となる。第 1 に、投資財産の設立時期が何時であるのか、という点である。2007 年の FIT 制度開始以降、2012 年までの間の早い時期に投資活動を開始していれば、2013 年の法改正・FIT 制度撤廃の予見可能性が低いことを理由として FET 違反を問うことが可能である。第 2 に、FET 違反を問う場合、Charanne テストの 3 基準をいずれも満たすことを主張する必要がある。

B. 受入国側

スペインの FIT 制度改廃を教訓として、日本でも発生し得る問題として以下が指摘されている。①再エネ賦課金の増加、②火力発電設備の不採算化、③偽装太陽光発電事件の発生、④予備力調達量の増加、である⁶³。

⁶⁰ *Blusun S.A., Jean-Pierre Lecorcier and Michael Stein v. Italy*, ICSID Case No. ARB/14/3, Award (27 December 2016). 仲裁人は、James Crawford (President), Stanimir Alexandrov, Pierre-Marie Dupuy の 3 名である。

⁶¹ 対スペイン案件においても、「正当な期待」の内容が異なり得ると指摘されている。Carmen Otero Garcia-Castrillon, *supra* note (44), p.302.

⁶² *JGC Corporation v. Kingdom of Spain*, ICSID Case No. ARB/15/27; *Eurus Energy Holdings Corporation and Eurus Energy Europe B.V. v. Kingdom of Spain*, ICSID Case No. ARB/16/4. いずれの事件も係属中であり、仲裁判断は下されていない。

⁶³ 上原・前掲注 (20)、77-78 頁。

1. 日本の FIT 制度と制度改正

日本の FIT 制度および FIT 制度改正について、仲裁付託される可能性・危険性がないか⁶⁴、検討しておこう。日本では 2012 年 7 月に「電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法」（再エネ特措法、FIT 法）が施行され、FIT 制度が開始されている。4 年間で（2016 年 10 月末まで）3,265 万 kW の再生エネルギーが導入され、再エネ普及の点で成功を収めた。他方、買取価格（調達価格）が（欧州諸国よりも）高く設定されたことから問題も生じている。①国民負担（賦課金）の増大⁶⁵、②未稼働案件の累積、である⁶⁶。①の問題に対処するために、2016 年 3 月 18 日、2016 年度の新規参入者向けの買取価格が引き下げられている。具体的には、a) 非住宅用太陽光（10kW 以上）の買取価格が 27 円/kWh（平成 27 年度）から 24 円/kWh（平成 28 年度）に引き下げられ、b) 住宅太陽光（10kW 未満）（出力制御対応機器設置義務なしの場合）も 33 円から 31 円に引き下げられた⁶⁷。

さらに、2016 年 5 月 25 日に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（改正 FIT 法）が成立し、FIT 制度の大きな改革が行われている。第 1 に、新 FIT 法では認定取消が可能となった。旧法上、設備認定を受けた事業者が事業を実施せず、事業開発コストの低減を待って事業を実施することで高い収益を得ようとする例、あるいは高い価格が設定された設備認定を他者に高額で転売しようとする例が生じていた⁶⁸。そこで、既に認定を受けている電気事業者であっても、2017 年 3 月 31 日までに電力会社との接続契約を締結していない場合⁶⁹、原則として「認定」が失

⁶⁴ 議論の前提として、日本の FIT 制度にも外資企業が参入している。名前が挙がっている企業として、ファーストソーラー（米国エネルギー会社。14 年稼働開始）、トタル（仏石油大手。17 年稼働予定）、GSSG ソーラー（米国エネルギー会社。17 年 11 月稼働予定）、タイ石油公社（17 年冬稼働予定）がある。日本経済新聞（2016 年 4 月 30 日）、「太陽光発電、外資相次ぐ タイのエネルギー最大手など日本参入 高い買い取り価格に的」。

⁶⁵ 賦課金総額は、2014 年度の 6520 億円から 2015 年度には 1 兆 3222 億円へと拡大している。日本経済新聞（2016 年 2 月 3 日）、「電力自由化に再エネ法改正、16 年『エネルギー大変革』」。また、2016 年度の想定額は 1 兆 8025 億円であり、販売電力量の想定（8025 億 kWh）で割ると 2.25 円/kWh となり、標準家庭（300kWh/月）の場合、月額 675 円、年額 8100 円となる。日本経済新聞（2016 年 3 月 23 日）、「2016 年度の再エネ賦課金、一世帯当たり月 675 円に」。なお、2016 年 3 月に資源エネルギー庁が公表した 2016 年度の想定では、2.3 兆円である。資源エネルギー庁「改正 FIT 法に関する直前説明会」（2017 年 2 月・3 月）

（http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/kaisei/fit_2017setsume.pdf）。

⁶⁶ 栗林克也「FIT 法の改正と今後の課題」日本エネルギー法研究所月報 244 号（2017 年）4-5 頁。

⁶⁷ News Release 経済産業省・資源エネルギー庁「再生可能エネルギーの平成 28 年度の買取価格・賦課金単価を決定しました」（平成 28 年 3 月 18 日）

（<http://www.meti.go.jp/press/2015/03/20160318003/20160318003.pdf>）。

⁶⁸ 水上貴央『再生可能エネルギービジネスの法律と実務』（2016 年）440 頁。

⁶⁹ 改正 FIT 法の目的は、未稼働案件への取締強化である。2015 年 3 月時点で、FIT 認定を受けた事業者（設備総容量 8767 万 kW）の中で発電を開始した設備（1875 万 kW）が 2 割程度である点が問題視されている。スマートジャパン「発電していない FIT 認定はどんどん取り消し、新制度が 2017 年 4 月に開始」（2016 年 5 月 27 日）

（<http://www.itmedia.co.jp/smartjapan/articles/1605/27/news048.html>）。

効する⁷⁰（13条、15条）。第2に、大規模太陽光発電所（メガソーラー）からの購入につき、入札制が導入される。ただし、法律上、入札を選択すべき発電種別や発電規模については限定されておらず、今後、比較的小規模の太陽光発電についても入札の対象となる可能性が残されている⁷¹。

2. 投資紛争の可能性

以上のように、改正FIT法は再エネ投資家に不利な内容を含むが、投資紛争を惹起する可能性は低いと考えられる。第1に、買取価格が引き下げられるが、投資法上の問題は生じない。買取価格と買取期間を経済産業大臣が毎年度（当該年度の開始前に）定めるが⁷²、当該設定価格は、設定された有効期間において維持されるため、個別の投資財産について損失は発生しない。第2に、認定取消も投資法上の問題を生じさせない。設備「認定」だけでは、未だ「投資財産」を設立したとは解されないからである。本稿で見た投資仲裁例（FIT事案）において「投資財産」と捉えられているのは、株式保有（発電会社）や発電所であり、個別のFIT契約や認定自体は投資財産として捉えられていない。FIT制度において、発電施設の設置や用地買収が行われていない段階で「投資財産」が認められることはないと解される。第3に、大規模太陽光発電所（メガソーラー）に関する入札制度の導入についても投資法上の問題は生じない。入札制度は調達価格を設定する際に導入されるに過ぎず、価格設定後、事後的に導入されるものではない。例えば、2017年4月1日以降に認定取得する大規模太陽光（2000kW以上）については売電価格自体が入札で決定されるが、この価格が20年間は維持される。

以上のように、現行の改正FIT法に関して投資紛争が引き起こされる危険性はないと考えられる。ただし、今後、原発再稼働や賦課金負担の長期化・増大を根拠としてFIT制度が急激に変更・廃止され、これに伴い、現行の調達価格・売電期間に変動が生じる場合、投資紛争が生じる可能性は否定できない。

3. 対応例(TPP)

FIT制度に限らず、「補助金」による外資誘致の後に補助額の削減・廃止が行われる場合、投資受入国（日本政府）に対する投資仲裁案件が提起される危険性は否定できない。その対処例として、TPP協定（環太平洋経済連携協定、未発効）では、「補助金又は贈与」（subsidy or grant）に起因する問題は投資保護規定の違反を構成しないと規定されており、補助金の実施・更新に関して投資受入国の行動は制約されない。

第1に、補助金・贈与を「実施せず、更新せず、若しくは維持しない旨又はこれらを修正し、若しくは減額する旨の締約国の決定は、[...]当該決定のみをもって収用を構成するものではない」（9.8条6）。第2に、上記の場合、（仮に対象投資財産に対する損失又は損害があった場合であっても）FET義務に対する違反を構成しない（9.6条5）。第3に、補

⁷⁰ News Release 経済産業省・資源エネルギー庁「平成29年4月1日から固定価格買取制度が変わります～固定価格買取制度の認定を受けている皆様へ～」（平成28年5月25日）

（<http://www.meti.go.jp/press/2016/05/20160525005/20160525005.pdf>）。

⁷¹ 水上・前掲注（67）、430頁。

⁷² FIT法3条1項参照。

助金又は贈与に関しては、内国民待遇（9.4条）、最恵国待遇（9.5条）、経営幹部取締役会規定（9.10条）の適用も除外される（9.12条6(b)）。

以上のように、投資受入国が補助金・贈与の供与を行い、後にこれが減額・停止されても、投資家が TPP 投資章の違反を訴える途は閉ざされている⁷³。ただし、TPP 違反を訴える可能性はゼロではない。TPP 9.8 条 6 では、「当該補助金又は贈与を実施し、更新し、又は維持する旨の法令又は契約に基づく特定の約束がない場合」(in the absence of any specific commitment under law or contract to issue, renew or maintain that subsidy or grant) 及び「当該補助金又は贈与の実施、更新、修正、減額又は維持に付された条件に従って当該決定が行われる場合」には収用を構成しないと規定されている（9.8 条 6(a)(b)）。換言すれば、補助を維持するという「特定の約束」(specific commitment) が締結されている場合、収用に該当する可能性は排除されていない。

おわりに

第 1 に、FIT 制度が投資仲裁において問題となるのは、制度の改廃に起因する投資損失である。この点で、「国家補助」(State aid) を巡る一連の投資仲裁例⁷⁴の 1 類型と位置付けることができる。

第 2 に、投資法の視点から見た FIT 制度の真の問題は、制度自体が過度的なものであるという点に見出される。その成立から改廃に至るプロセスを要約すると、以下のようになる。①「市場の失敗」をもとに、FIT 制度が導入される。すなわち、市場メカニズムに依拠している限りは、(発電コストの高い) 再生可能エネルギーが普及しない。②そこで、市場メカニズムと異なる「固定価格」(調達価格) を設定し (= 補助金給付により) 再生エネルギー発電を促進させる。③市場価格よりも高額な固定価格 (調達価格) が設定されることから、再エネ・バブルが発生し、市場競争を歪曲する。と同時に、中長期的には電力消費者への負担が増大する。④市場メカニズムへの回帰・統合 (FIP 制度や入札制度の導入) が進められる。

第 3 に、上記のプロセスの中で、厳しい国家補助規制を有する EU は、既に④の段階に入っている。さらに、②③から④に至るプロセスにおいて、不可避免的に投資紛争が発生する。現在、日本は未だ③の段階にあり、今後、④への移行が不可避である。このプロセスにおいて投資紛争が付託されないよう、欧州諸国における FIT 制度の改廃状況および投資仲裁事例を詳細にフォローしておく必要がある。

⁷³ 玉田大「TPP 投資章と ISDS の濫用防止」国際商事法務 Vol.44, No.3 (通巻 645 号) (2016 年) 404 頁。

⁷⁴ 玉田・前掲注 (1)、1-30 頁参照。

資料 1 The Energy Charter Treaty

Article 1: Definitions

(6) “Investment” means every kind of asset, owned or controlled directly or indirectly by an Investor and includes:

(a) tangible and intangible, and movable and immovable, property, and any property rights such as leases, mortgages, liens, and pledges;

(b) a company or business enterprise, or shares, stock, or other forms of equity participation in a company or business enterprise, and bonds and other debt of a company or business enterprise;

(c) claims to money and claims to performance pursuant to contract having an economic value and associated with an Investment;

(d) Intellectual Property;

(e) Returns;

(f) any right conferred by law or contract or by virtue of any licences and permits granted pursuant to law to undertake any Economic Activity in the Energy Sector.

A change in the form in which assets are invested does not affect their character as investments and the term “Investment” includes all investments, whether existing at or made after the later of the date of entry into force of this Treaty for the Contracting Party of the Investor making the investment and that for the Contracting Party in the Area of which the investment is made (hereinafter referred to as the “Effective Date”) provided that the Treaty shall only apply to matters affecting such investments after the Effective Date.

“Investment” refers to any investment associated with an Economic Activity in the Energy Sector and to investments or classes of investments designated by a Contracting Party in its Area as “Charter efficiency projects” and so notified to the Secretariat.

Article 10: Promotion, Protection and Treatment of Investments

(1) Each Contracting Party shall, in accordance with the provisions of this Treaty, encourage and create stable, equitable, favourable and transparent conditions for Investors of other Contracting Parties to make Investments in its Area. Such conditions shall include a commitment to accord at all times to Investments of Investors of other Contracting Parties fair and equitable treatment. Such Investments shall also enjoy the most constant protection and security and no Contracting Party shall in any way impair by unreasonable or discriminatory measures their management, maintenance, use, enjoyment or disposal. In no case shall such Investments be accorded treatment less favourable than that required by international law, including treaty obligations. Each Contracting Party shall observe any obligations it has entered into with an Investor or an Investment of an Investor of any other Contracting Party.

(7) Each Contracting Party shall accord to Investments in its Area of Investors of other Contracting Parties, and their related activities including management, maintenance, use, enjoyment or disposal,

treatment no less favourable than that which it accords to Investments of its own Investors or of the Investors of any other Contracting Party or any third state and their related activities including management, maintenance, use, enjoyment or disposal, whichever is the most favourable.

Article 13: Expropriation

(1) Investments of Investors of a Contracting Party in the Area of any other Contracting Party shall not be nationalised, expropriated or subjected to a measure or measures having effect equivalent to nationalisation or expropriation (hereinafter referred to as “Expropriation”) except where such Expropriation is:

- (a) for a purpose which is in the public interest;
- (b) not discriminatory;
- (c) carried out under due process of law; and
- (d) accompanied by the payment of prompt, adequate and effective compensation.

Such compensation shall amount to the fair market value of the Investment expropriated at the time immediately before the Expropriation or impending Expropriation became known in such a way as to affect the value of the Investment (hereinafter referred to as the “Valuation Date”). Such fair market value shall at the request of the Investor be expressed in a Freely Convertible Currency on the basis of the market rate of exchange existing for that currency on the Valuation Date. Compensation shall also include interest at a commercial rate established on a market basis from the date of Expropriation until the date of payment.

(2) The Investor affected shall have a right to prompt review, under the law of the Contracting Party making the Expropriation, by a judicial or other competent and independent authority of that Contracting Party, of its case, of the valuation of its Investment, and of the payment of compensation, in accordance with the principles set out in paragraph (1).

(3) For the avoidance of doubt, Expropriation shall include situations where a Contracting Party expropriates the assets of a company or enterprise in its Area in which an Investor of any other Contracting Party has an Investment, including through the ownership of shares.

資料 2 TFEU (the Treaty on the Functioning of the European Union)

Article 107 (ex Article 87 TEC)

1. Save as otherwise provided in the Treaties, any aid granted by a Member State or through State resources in any form whatsoever which distorts or threatens to distort competition by favouring certain undertakings or the production of certain goods shall, in so far as it affects trade between Member States, be incompatible with the internal market.

2. The following shall be compatible with the internal market:

- (a) aid having a social character, granted to individual consumers, provided that such aid is granted without discrimination related to the origin of the products concerned;
- (b) aid to make good the damage caused by natural disasters or exceptional occurrences;

(c) aid granted to the economy of certain areas of the Federal Republic of Germany affected by the division of Germany, in so far as such aid is required in order to compensate for the economic disadvantages caused by that division. Five years after the entry into force of the Treaty of Lisbon, the Council, acting on a proposal from the Commission, may adopt a decision repealing this point.

3. The following may be considered to be compatible with the internal market:

(a) aid to promote the economic development of areas where the standard of living is abnormally low or where there is serious underemployment, and of the regions referred to in Article 349, in view of their structural, economic and social situation;

(b) aid to promote the execution of an important project of common European interest or to remedy a serious disturbance in the economy of a Member State;

(c) aid to facilitate the development of certain economic activities or of certain economic areas, where such aid does not adversely affect trading conditions to an extent contrary to the common interest;

(d) aid to promote culture and heritage conservation where such aid does not affect trading conditions and competition in the Union to an extent that is contrary to the common interest;

(e) such other categories of aid as may be specified by decision of the Council on a proposal from the Commission.

資料 3 FIT 仲裁案件(対スペイン)

	申立人(投資家)	国籍
ARB/13/30	RREEF Infrastructure (G.P.) Limited and RREEF Pan-European Infrastructure Two Lux S.à r.l.	British, Luxembourg
ARB/13/31	Antin Infrastructure Services Luxembourg S.à.r.l. and Antin Energia Termosolar B.V.	Dutch, Luxembourg
ARB/13/36	Eiser Infrastructure Limited and Energía Solar Luxembourg S.à r.l.	British, Luxembourg
ARB/14/1	Masdar Solar & Wind Cooperatief U.A.	Dutch
ARB/14/11	NextEra Energy Global Holdings B.V. and NextEra Energy Spain Holdings B.V.	Dutch
ARB/14/12	InfraRed Environmental Infrastructure GP Limited and others	British
ARB/14/18	REENERGY S.à r.l.	Luxembourg
ARB/14/34	RWE Innogy GmbH and RWE Innogy Aersa S.A.U.	German, Spanish
ARB/15/1	Stadtwerke München GmbH, RWE Innogy GmbH, and others	German, Spanish
ARB/15/4	STEAG GmbH	German
ARB/15/15	9REN Holding S.a.r.l	Luxembourg
ARB/15/16	BayWa r.e. renewable energy GmbH and BayWa r.e. Asset Holding GmbH	German

ARB/15/20	Cube Infrastructure Fund SICAV and others	Luxembourg, French
ARB/15/23	Mathias Kruck and others	German
ARB/15/25	KS Invest GmbH and TLS Invest GmbH	German
ARB/15/27	JGC Corporation	Japanese
ARB/15/34	Cavalum SGPS, S.A.	Portuguese
ARB/15/35	E.ON SE, E.ON Finanzanlagen GmbH and E.ON Iberia Holding GmbH	German
ARB/15/36	OperaFund Eco-Invest SICAV PLC and Schwab Holding AG	Maltese, Swiss
ARB/15/38	SolEs Badajoz GmbH	German
ARB/15/42	Hydro Energy 1 S.à r.l. and Hydroxana Sweden AB	Luxembourg, Swedish
ARB/15/44	Watkins Holdings S.à r.l. and others	Luxembourg, Dutch, Spanish,
ARB/15/45	Landesbank Baden-Württemberg and others	German
ARB/16/4	Eurus Energy Holdings Corporation ⁷⁵ and Eurus Energy Europe B.V.	Japanese, Dutch
ARB/16/17	Sun-Flower Olmeda GmbH & Co KG and others	Spanish, German, British
ARB/16/18	Infracapital F1 S.à r.l. and Infracapital Solar B.V.	Luxembourg, Dutch
ARB/16/27	Sevilla Beheer B.V. and others	Dutch, Spanish
ARB/17/15	Portigon AG	German
SCC	Charanne, BV (The Netherlands) and Construction Investments, SÀRL (Luxembourg)	
SCC	Isolux Infrastructure, BV (The Netherlands)	
SCC	CSP Equity Investment, SÀRL (Luxembourg)	

(注 1) 全ての事件が係属中。

(注 2) 適用法規はいずれも ECT (エネルギー憲章条約)。

(注 3) 申立人は全て再生エネルギー事業会社 (Renewable energy generation enterprise)。

(注 4) EU 以外の企業は日本企業のみ。

資料 4 FIT 仲裁案件 (対イタリア)

ARB/14/3	Blusun S.A., Jean-Pierre Lecorcier and Michael Stein ⁷⁶	Belgian, French, German
----------	--	-------------------------

⁷⁵ 株式会社ユーラスエネルギーホールディングス (<http://eurus-energy.com/index.html>)。風力および太陽光発電事業に従事している。スペインのガリシア州 (12 か所) とオーストリアス州 (3 か所) で風力発電所を建設・運転している。

⁷⁶ 現在、仲裁判断の取消 (annulment) の手続に付託され、審理中である (2017 年 5 月 2 日に申立人側から取消請求)。

ARB/15/37	Silver Ridge Power BV	Dutch
ARB/15/40	Belenergia S.A.	Luxembourg
ARB/15/50	Eskosol S.p.A. in liquidazione	Italy
ARB/16/5	ESPF Beteiligungs GmbH, ESPF Nr. 2 Austria Beteiligungs GmbH, and InfraClass Energie 5 GmbH & Co. KG	German, Austria
ARB/16/39	VC Holding II S.a.r.l. and others	German, UK, Luxembourg

(注記) いずれも ICSID 仲裁であり、適用法規は ECT である。なお、仲裁付託案件の増加を懸念して、イタリアは 2014 年 12 月 31 日に ECT から脱退している⁷⁷。

資料 5 Trans-Pacific Partnership Agreement

Article 9.6: Minimum Standard of Treatment

1. Each Party shall accord to covered investments treatment in accordance with applicable customary international law principles, including fair and equitable treatment and full protection and security.
5. For greater certainty, the mere fact that a subsidy or grant has not been issued, renewed or maintained, or has been modified or reduced, by a Party, does not constitute a breach of this Article, even if there is loss or damage to the covered investment as a result.

Article 9.8: Expropriation and Compensation

1. No Party shall expropriate or nationalise a covered investment either directly or indirectly through measures equivalent to expropriation or nationalisation (expropriation), except: [...]
6. For greater certainty, a Party's decision not to issue, renew or maintain a subsidy or grant, or decision to modify or reduce a subsidy or grant, (a) in the absence of any specific commitment under law or contract to issue, renew or maintain that subsidy or grant; or (b) in accordance with any terms or conditions attached to the issuance, renewal, modification, reduction and maintenance of that subsidy or grant, standing alone, does not constitute an expropriation.

Article 9.12: Non-Conforming Measures

6. Article 9.4 (National Treatment), Article 9.5 (Most-Favoured-Nation Treatment) and Article 9.11 (Senior Management and Boards of Directors) shall not apply to: (a) government procurement; or (b) subsidies or grants provided by a Party, including government supported loans, guarantees and insurance.

⁷⁷ ただし、ECT 47 条 2 項により、脱退の効力が発生するのは、脱退通告の 1 年後（2016 年 1 月 1 日）である（<http://www.energycharter.org/who-we-are/members-observers/countries/italy/>）。また、ECT 47 条 3 項（サンセット条項）により、2016 年 1 月 1 日までに形成された投資財産に関しては、脱退後も 20 年間は保護される。そのため、イタリアの ECT 脱退後も FIT 案件を ISDS に付託することは妨げられない。

資料 6 日本の再エネ法

- 3 条：「経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、電気事業者が次条第一項の規定により行う再生可能エネルギー電気の調達につき、経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模ごとに、当該再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格（以下「調達価格」という。）及びその調達価格による調達に係る期間（以下「調達期間」という。）を定めなければならない。ただし、経済産業大臣は、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、再生可能エネルギー発電設備の設置に要する費用、物価その他の経済事情の変動等を勘案し、必要があると認めるときは、半期ごとに、当該半期の開始前に、調達価格及び調達期間（以下「調達価格等」という。）を定めることができる」。
- 3 条 8：「経済産業大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、調達価格等を改定することができる」。